

## 別表

別表第1 死亡等級表

死亡等級	認定基準
死亡 1級	1 労働運動を直接遂行中にして、死亡者による不注意がまったくないと認められる場合 2 労働運動を直接遂行中にして、まったく不可抗力による災害に基づくと認められる場合
死亡 2級	1 労働運動を直接遂行中にして、死亡者による不注意がきわめて少ないと認められる場合 2 労働運動を直接遂行中にして、不可抗力による災害に基づくと認められる場合
死亡 3級	1 労働運動を遂行中にして、即時死亡または即時死亡に準ずると認められる場合 2 前各等級に規定する場合を準用できると認められる負傷を1年を越えて療養し、当該の負傷または負傷による疾病に基づくと認められる場合 3 その他、公務災害補償法を準用して審査すれば適用と認定できると認められる場合
死亡 4級	1 労働運動の遂行にかかわる負傷または疾病に基づくと認められる場合
死亡 5級	1 労働運動に長期にわたり専従する者にして、労働運動の遂行に直接にかかわる度が軽いと認定される負傷または疾病に基づくと認められる場合

別表第2 障害等級表

障害等級	認定基準
障害 1級	1 両眼が失明した場合 2 咀嚼および言語の機能を廃した場合 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する場合 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を

	残し常に介護を要する場合 5 両上肢を肘関節以上で失った場合 6 両上肢の用を全廃した場合 7 両下肢を膝関節以上で失った場合 8 両下肢の用を全廃した場合
障害 2級	1 一眼が失明し他眼の視力が0.02以下になった場合 2 両眼の視力が0.02以下になった場合 3 両上肢を腕関節以上で失った場合 4 両下肢を足関節以上で失った場合
障害 3級	1 一眼が失明し他眼の視力が0.06以下になった場合 2 咀嚼または言語の機能を廃した場合 3 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し終身労務に服することができない場合 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができない場合 5 十指を失った場合
障害 4級	1 両眼の視力が0.06以下になった場合 2 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残す場合 3 両耳をまったく聾した場合 4 一上肢を肘関節以上で失った場合 5 一下肢を膝関節以上で失った場合 6 十指の用を廃した場合 7 両足をリスフラン関節以上で失った場合
障害 5級	1 一眼が失明し他眼の視力が0.1以下になった場合 2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残しとくに軽易な労務の外服することができない場合 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残しとくに軽易な労務の外服することができない場合 4 一上肢を腕関節以上で失った場合 5 一下肢を足関節以上で失った場合 6 一上肢の用を全廃した場合

	<p>7 一下肢の用を全廃した場合</p> <p>8 十趾を失った場合</p>
障害 6級	<p>1 両眼の視力が0.1以下になった場合</p> <p>2 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合</p> <p>3 両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない場合</p> <p>4 一耳をまったく聾し他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になった場合</p> <p>5 脊柱に著しい奇形または運動障害を残す場合</p> <p>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃した場合</p> <p>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃した場合</p> <p>8 一手の五指または拇指および示指を併せ四指を失った場合</p>
障害 7級	<p>1 一眼が失明し他眼の視力が0.6以下になった場合</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない場合</p> <p>3 一耳をまったく聾し他耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になった場合</p> <p>4 神経系統の機能または精神に障害を残し軽易な労務のほか服することができない場合</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務のほか服することができない場合</p> <p>6 一手の拇指および示指を失った場合または拇指もしくは示指を併せ三指以上を失った場合</p> <p>7 一手の五指または拇指および示指を併せ四指の用を廃した場合</p> <p>8 一足をリスフラン関節以上で失った場合</p> <p>9 一上肢に仮関節を残し著しい障害を残す場合</p> <p>10 一下肢に仮関節を残し著しい障害を残す場合</p> <p>11 十趾の用を廃した場合</p> <p>12 女子の外貌に著しい醜状を残す場合</p>

	<p>13 両側の睾丸を失った場合</p>
障害 8級	<p>1 一眼が失明しまたは一眼の視力が0.02以下になった場合</p> <p>2 脊柱に運動障害を残す場合</p> <p>3 一手の拇指を併せ二指を失った場合</p> <p>4 一手の拇指および示指または拇指もしくは示指を併せ三指以上の用を廃した場合</p> <p>5 一下肢を5センチメートル以上短縮した場合</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃した場合</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃した場合</p> <p>8 一上肢に仮関節を残す場合</p> <p>9 一下肢に仮関節を残す場合</p> <p>10 一足の五趾を失った場合</p> <p>11 脾臓または一側の腎臓を失った場合</p>
障害 9級	<p>1 両眼の視力が0.6以下になった場合</p> <p>2 一眼の視力が0.06以下になった場合</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残す場合</p> <p>4 両眼の眼瞼に著しい欠損を残す場合</p> <p>5 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残す場合</p> <p>6 咀嚼および言語の機能に障害を残す場合</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になった場合</p> <p>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になった場合</p> <p>9 一耳をまったく聾した場合</p>

	<p>10 神経系統の機能または精神に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限される場合</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限される場合</p> <p>12 一手の拇指を失った場合、示指を併せ二指を失った場合または拇指および示指以外の三指を失った場合</p> <p>13 一手の拇指を併せ二指の用を廃した場合</p> <p>14 一足の第一趾を併せ二趾以上を失った場合</p> <p>15 一足の五趾の用を廃した場合</p> <p>16 生殖器に著しい障害を残す場合</p>
障害 10 級	<p>1 一眼の視力が0.1以下になった場合</p> <p>2 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合</p> <p>3 14歯以上に対し歯科補綴を加えた場合</p> <p>4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になった場合</p> <p>5 一耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない場合</p> <p>6 一手の示指を失った場合または拇指および示指以外の二指を失った場合</p> <p>7 一手の拇指の用を廃した場合、示指を併せ二指の用を廃した場合または拇指および示指以外の三指の用を廃した場合</p> <p>8 一下肢を3センチメートル以上短縮した場合</p> <p>9 一足の一趾または他の四趾を失った場合</p> <p>10 一上趾の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残す場合</p> <p>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残す場合</p>
障害 11 級	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残す場合</p> <p>2 両眼の眼瞼に著しい運動障害を残す場合</p> <p>3 一眼の眼瞼に著しい欠損を残す場</p>

	<p>合</p> <p>4 十歯以上に対し歯科補てつを加えた場合</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になった場合</p> <p>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になった場合</p> <p>7 脊柱に奇形を残す場合</p> <p>8 一手の中指または環指を失った場合</p> <p>9 一手の示指の用を廃した場合または拇指および示指以外の二指の用を廃した場合</p> <p>10 一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廃した場合</p> <p>11 胸腹部臓器に障害を残す場合</p>
障害 12 級	<p>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残す場合</p> <p>2 一眼の眼瞼に著しい運動障害を残す場合</p> <p>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えた場合</p> <p>4 一耳の耳殻の大部分を欠損した場合</p> <p>5 錯骨、胸骨、肋骨、肩胛骨または骨盤骨に著しい奇形を残す場合</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残す場合</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残す場合</p> <p>8 長管骨に奇形を残す場合</p> <p>9 一手の中指または環指の用を廃した場合</p> <p>10 一足の第二趾を失った場合、第二趾を併せ二趾を失った場合または第三趾c 以下の三趾を失った場合</p> <p>11 一足の第一趾または他の四趾の用を廃した場合</p> <p>12 局部に頑固な神経症状を残す場合</p> <p>13 男子の外貌に著しい醜状を残す場合</p> <p>14 女子の外貌に醜状を残す場合</p>
障害 13 級	<p>1 一眼の視力が0.6以下になった場合</p> <p>2 一眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残す場合</p> <p>3 両眼の眼瞼の一部に欠損を残すまたは睫毛禿を残す場合</p>

	<p>4 五歯以上に対し歯科補てつを加えた場合</p> <p>5 一手の小指を失った場合</p> <p>6 一手の拇指の指骨の一部を失った場合</p> <p>7 一手の示指の指骨の一部を失った場合</p> <p>8 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなった場合</p> <p>9 一下肢を1センチメートル以上短縮した場合</p> <p>10 一足の第三趾以下の一趾または二趾を失った場合</p> <p>11 一足の第二趾の用を廃したものの、第二趾を併せ二趾の用を廃した場合または第三趾以下の三趾の用を廃した場合</p>
障害 14 級	<p>1 一眼の眼瞼の一部に欠損を残すまたは睫毛禿を残す場合</p> <p>2 三歯以上に対し歯科補綴を加えた場合</p> <p>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になった場合</p> <p>4 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残す場合</p> <p>5 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残す場合</p> <p>6 一手の小指の用を廃した場合</p> <p>7 一手の拇指および示指以外の指骨の一部を失った場合</p> <p>8 一手の拇指および示指以外の指の末関節を屈伸することができなくなった場合</p> <p>9 一足の第三趾以下の一趾または二趾の用を廃した場合</p> <p>10 局部に神経症状を残す場合</p> <p>11 男子の外貌に醜状を残す場合</p>
備考	<p>1 視力を測定する場合 万国式試視力表により測定するもの、および屈折異常のあるものについては矯正視力について測定するものをいう</p> <p>2 指を失った場合 拇指は指関節、その他は第一関節以上を失ったものをいう</p> <p>3 指の用を廃した場合 指の末節の半分以上を失い、または掌指関節もしくは第一指関節（拇指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</p> <p>4 趾を失った場合 趾の全部を失ったものをいう</p>

	<p>5 趾の用を廃した場合 第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末関節以上を失ったもの、または蹠趾関節もしくは第一趾関節（第一趾にあっては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう</p>
--	--

別表第3 退職等級表

退職等級	認定基準
退職 1 級	<p>1 負傷または疾病により失職する場合</p> <p>2 刑事訴訟の敗訴により失職または免職もしくは解雇に至る場合</p> <p>3 民事訴訟の敗訴により免職または解雇が確定する場合</p> <p>4 中央執行委員長の指示により免職または解雇を受諾する場合</p>
退職 2 級	<p>1 負傷または疾病による救援適用の期間に中央執行委員長の承認を得て自己の都合により退職する場合</p> <p>2 刑事休職の期間に中央執行委員長の承認を得て自己の都合により退職する場合</p> <p>3 民事訴訟の期間に中央執行委員長の承認を得て自己の都合により免職または解雇を受諾する場合</p>
退職 3 級	<p>1 負傷または疾病による救援適用の期間に中央執行委員長の承認を得ないで自己の都合により退職する場合</p> <p>2 刑事休職の期間に中央執行委員長の承認を得ないで自己の都合により退職する場合</p> <p>3 民事訴訟の期間に中央執行委員長の承認を得ないで自己の都合により免職または解雇を受諾する場合</p>

別表第4 事故等級表

事故等級	認定基準
事故 1 級	<p>1 酒酔い運転をした場合</p> <p>2 無免許運転をした場合</p> <p>3 大型自動車無資格運転をした場合</p> <p>4 仮免許運転違反をした場合</p> <p>5 酒気帯び運転をした場合</p> <p>6 薬物、病気、不眠などによる過労運転をした場合</p> <p>7 速度超過25キロメートル以上の違反をした場合</p> <p>8 前各号のほか、事故1級に該当すると認められる場合</p>

事故 2級	1 赤色および同点滅など重大な信号無視をした場合 2 車輛通行禁止、車輛進入禁止、車輛横断禁止、指定方向外進行禁止、車輛転回禁止および通行区分ならびに踏切停止など重大な規制標識無視をした場合 3 制動装置など重大な整備不良車輛を運転した場合 4 乗車用ヘルメット着用義務違反をした場合 5 前各号のほか、事故2級に該当すると認められる場合
事故 3級	1 事故原因に、過失の証明があるが、事故1級および事故2級に属しないと認められる場合
事故 4級	1 事故原因に、過失の証明がないと認められる場合

別表第5

種目	区分	負担額	備考
葬祭負担金		1,000,000円	生計を維持する者でない場合 半額

別表第6

種目	区分	支給額	備考
弔慰見舞金	死亡1級	5,000,000円	生計を維持する者でない場合 半額
弔慰見舞金	死亡2級	4,000,000円	同上 半額
弔慰見舞金	死亡3級	3,000,000円	同上 半額

弔慰見舞金	死亡4級	2,000,000円	同上 半額
弔慰見舞金	死亡5級	2,000,000円	同上 半額

別表第7

種目	区分	算定日数	備考
遺族救援金	死亡1級	2,000日	生計を維持する者でない場合 半額
遺族救援金	死亡2級	1,500日	同上 半額
遺族救援金	死亡3級	1,000日	同上 半額
遺族救援金	死亡4級	750日	同上 半額

別表第8

種目	区分	支給額	備考
傷病見舞金	入院6日以内	30,000円	
傷病見舞金	入院7日以上14日以内	50,000円	
傷病見舞金	入院15日以上1ヶ月以内	100,000円	

傷病見舞金	入院1ヶ月を越え1ヶ月毎	50,000円	
傷病見舞金	在宅見舞金	入院期間の半額	
傷病見舞金	通院見舞金7日以上1ヶ月以内	20,000円	
傷病見舞金	通院見舞金1ヶ月を越え1ヵ月毎	20,000円	
備考	ただし、臨時に救援対象になっている全日本自治団体職員スポーツ大会の救援については、県本部が掛金負担しているスポーツ保険（総支部予選大会・県大会）からの給付があった場合は、上記見舞金からその金額を差引き、その差額分を見舞金として補償するものとする。		

障害見舞金	障害4級	4,000,000円	
障害見舞金	障害5級	3,000,000円	
障害見舞金	障害6級	3,000,000円	
障害見舞金	障害7級	2,000,000円	
障害見舞金	障害8級	1,500,000円	
障害見舞金	障害9級	1,000,000円	
障害見舞金	障害10級	800,000円	
障害見舞金	障害11級	600,000円	
障害見舞金	障害12級	400,000円	
障害見舞金	障害13級	200,000円	

別表第9

種目	区分	支給額	備考
障害見舞金	障害1級	5,000,000円	
障害見舞金	障害2級	5,000,000円	
障害見舞金	障害3級	4,000,000円	

障害見舞金	障害14級	100,000円	
-------	-------	----------	--

別表第10

種目	区分	算定日数	備考
障害救援金	障害1級	1,340日	
障害救援金	障害2級	1,190日	
障害救援金	障害3級	1,050日	
障害救援金	障害4級	920日	
障害救援金	障害5級	790日	
障害救援金	障害6級	670日	
障害救援金	障害7級	560日	
障害救援金	障害8級	450日	

障害救援金	障害9級	350日	
障害救援金	障害10級	270日	
障害救援金	障害11級	200日	
障害救援金	障害12級	140日	
障害救援金	障害13級	90日	
障害救援金	障害14級	50日	

別表第11

種目	区分	支給額	備考
弾圧見舞金	任意出頭1回	5,000円	
弾圧見舞金	逮捕拘留など身柄拘束	60,000円	24時間まで半額
弾圧見舞金	同上家族見舞料	60,000円	

弾圧見舞金	同上 差入料 1日	10,000円	
弾圧見舞金	家宅 捜査	100,000 円	
弾圧見舞金	起訴	60,000円	略式起訴・起訴猶予 の場合半額
弾圧見舞金	罰金 刑	60,000円	執行猶予の場合半 額
弾圧見舞金	公民 権停 止 1年 まで	60,000円	
弾圧見舞金	同上 1年 を超 え 1年 ごと	20,000円	
弾圧見舞金	禁 固、 懲役 刑 3月 まで	450,000 円	執行猶予の場合半 額
弾圧見舞金	同上 3月 を超 え 1月 ごと	100,000 円	同 上 半額

別表第12

種 目	区 分	支給額	備 考
処 分 見 舞金	戒告	20,000円	

処分見舞金	減給 3月 まで	40,000円	
処分見舞金	同上 3月 超え	60,000円	
処分見舞金	停職 3月 まで	80,000円	
処分見舞金	同上 3月 超え	100,000 円	
処分見舞金	休職	100,000 円	
処分見舞金	降任	100,000 円	
処分見舞金	降格	100,000 円	
処分見舞金	免職・ 解雇	600,000 円	

別表第13

種 目	区 分	支給額	備 考
延伸救援 金	普通 昇給 延伸 3月 まで	48,000 円	



延伸救援金	同上 3月 超え 3月 ごと	48,000 円	
-------	----------------------------	-------------	--

別表第14

種 目	区 分	支給額	備 考
退職見舞金	退職 1級	1,500,000 円	
退職見舞金	退職 2級	1,000,000 円	

別表第15

種 目	区 分	算定方法		備 考
退職救援金	退職 1級	国家 公務 員等 退職 手当 法	第5 条準 用	国家公務員退 職手当法第5条× 2倍(最低150万 円)
退職救援金	退職 2級	同 上	第4 条準 用	国家公務員退 職手当法第5条× 2倍(最低150万 円)
退職救援金	退職 3級	同 上	第3 条準 用	国家公務員退職 手当法第5条×2 倍(最低150万 円)

別表第16

種 目	区 分	支給額	備 考
補装具見舞金	眼鏡	20,000 円	修理する場合 半額
補装具見舞金	補聴器	20,000 円	同 上 半額
補装具見舞金	義肢	60,000 円	同 上 半額
補装具見舞金	装具	60,000 円	同 上 半額
補装具見舞金	歩行補助杖	4,000円	同 上 半額
補装具見舞金	車椅子	60,000 円	同 上 半額

別表第17 疾病等級表

疾病等級	認 定 基 準
傷病1級	労働運動の遂行による負傷または疾病に基づくと認められる場合で、公務災害補償法を準用して審査すれば適用できると認められる場合
傷病2級	労働運動の遂行に直接にかかわると認定される負傷または疾病の場合

別表18

<p>1. 自車損害補償は、自治労共済加入車について、対物・自損を問わず2万円を免責し、20万円を限度に補償する。これを超える場合は自動車共済が示す過失割合を生かし補償する。ただし、救援委員会で不可抗力と判断した場合は、この限りではない。</p> <p>2. 自車損害補償は、自治労共済に加入していない場合はつぎのとおりとする。</p> <table> <tr> <td>損害額</td> <td>5万円から10万円まで</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>(実損分)</td> <td>10万円から15万円まで</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15万円から20万円まで</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20万円から25万円まで</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25万円以上</td> <td>5万円</td> </tr> </table> <p>交通事故関連救援事件の審査基準</p> <p>自治労福島県本部救援規程のうち、救援の対象とされる者が自ら自動車等（原動機付二輪車を含む）を運転中に発生した事件である場合には、この審査基準により審査を行い、下記に触れる場合は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救援対策車両が、自治労自動車共済加入車両、または、同程度の給付内容をもつ任意賠償保険加入車両でない場合</li> <li>2. 当該車両の重大過失による場合 この場合の重大過失の範囲は次のとおりとする       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通区分を無視した運転</li> <li>(2) 無免許運転</li> <li>(3) 飲酒運転</li> <li>(4) 客観的にも無謀速度運転とされる程度速度を超えた運転</li> <li>(5) 不眠、病気、薬物の影響等により客観的にも正常運転が期待できない状態の運転</li> <li>(6) 交通法規でいう整備、装置不良の車両を運転した場合</li> </ol> </li> <li>3. 救援対象者が自ら運転中でない場合でも第2項の禁止を知りながら同乗し発生した事故の場合、便乗者の場合も同様とされる。</li> <li>4. 運行経路が任務に照合し明らかに経路外である場合、又は極端に時間的に不都合な場合、ただし、復路で合理的な接続ができない中断がある場合、中断があった時点（注点）以降の事故の場合</li> <li>5. 自動車等の使用について組織機関の指示、承認があったとき以外の場合</li> <li>6. ただし、専従者等で事前に包括的活動任務を付与されている場合にはこの限りでない。</li> </ol>	損害額	5万円から10万円まで	1万円	(実損分)	10万円から15万円まで	2万円		15万円から20万円まで	3万円		20万円から25万円まで	4万円		25万円以上	5万円
損害額	5万円から10万円まで	1万円													
(実損分)	10万円から15万円まで	2万円													
	15万円から20万円まで	3万円													
	20万円から25万円まで	4万円													
	25万円以上	5万円													